

フリーローン

令和3年3月30日現在

商品名（愛称）	・フリーローンきゃっする
ご利用いただける方	・当金庫営業地区内にお住まい、またはお勤めしているの個人の方。 ・満20歳以上、65歳以下の方。 ・安定した収入がある方。 ・信金ギャランティ株式会社の保証が受けられる方。 ※ お借入時点で信金ギャランティ株式会社のフリーローンのご契約中の場合は、ご利用できません。（ただし、既存フリーローンの借り換えの場合はご利用できます。） ※ 主婦の方（女性の方のみ）は、配偶者の年齢満69歳以下で安定した収入があること。（配偶者が年金受給のみ、またはパート・アルバイトは不可）
お使いみち	・ご自由です。（事業性資金を除く）
ご融資金額	・10万円以上500万円以下（1万円単位） ※ ただし、主婦・パートの方については50万円以下をします。
ご契約期間	・6ヵ月以上10年以内
お借入金利	・固定金利（金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。） ※ 6段階で同時審査を行い、金利を決定いたします。 ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。 ※金融情勢等により、変更させていただく場合があります。
ご返済方法	・毎月元利均等返済。 ※お借入金額の50%以内のボーナス返済併用（年2回）も可能です。 ※毎月10日が返済日となります。（返済日が休業日の場合は、その翌営業日となります。）
担保・保証人	・原則不要です。（保証会社である信金ギャランティ株式会社が保証をいたします）
保証料	・お借入金利に含みます。
必要書類	・運転免許証等、写真付きの本人確認書類 ※健康保険証等写真付きではない確認書類の場合は住民票抄本等の追加書類が必要となります。 ・信金ギャランティが保証するカードローンの極度額と合算して、借入金額が500万円を超える場合は、所得が確認できる資料（公的機関が発行する所得証明書、源泉徴収票 等）
手数料	・ご契約時の金銭消費貸借契約書に印紙が必要となります。（ご契約金額により、印紙額が異なりますので、窓口・担当者へお問い合わせください。）
遅延損害金	・18.25% ご返済を遅延された場合、損害金をいただきます。（延滞金額に対し、1年365日とする日割り計算）
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部（9時～17時、電話0973-23-3177）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・当金庫および保証会社の審査の結果によっては、お申込をお断りする場合やご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。